

情報問題対策委員会規則

(平成四年一月十七日規則第五十一号)

改正 平成 八年 三月一五日

同 一六年 二月一九日

第一条 日本弁護士連合会（以下「連合会」という。）に、情報問題対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第二条 委員会は、国民の情報主権の確立を目指して、防衛・外交その他行政情報の公開及び個人情報保護等情報に関する諸法制のあり方を検討し、連合会がとるべき具体的な諸活動を企画・立案・実行することを目的とする。ただし、実行にあたっては連合会長の承認を得なければならぬ。

第三条 委員会は、百名以内の委員をもって組織する。

第四条 委員会は、委員の互選により、委員長一名、副委員長若干名を置く。

第五条 委員会は、委員の中から十五名以内の常任委員を選任する。

第六条 委員会は、必要と認めるときは、委員をもって組織する事務局を置くことができる。

- 1 -

第七条 この規則に定めのない事項は、特別委員会規則による。

附 則

この規則は、平成四年六月一日から施行する。

附 則 (平成八年三月一五日改正)

この規則は、平成八年六月一日から施行する。

附 則 (平成一六年二月一九日改正)

第三条の改正規定は、平成十六年四月一日から施行する。

- 2 -